

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成 29 年度
計画主体	久米南町

久米南町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 久米南町役場 産業振興課
所在地 岡山県久米郡久米南町下弓削 502-1
電話番号 086-728-4412
FAX番号 086-728-2749
メールアドレス sangyoshinko@town.kumenan.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、カラス類、その他鳥獣（ヒヨドリ、アナグマ、ノウサギ等）
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	久米南町 全域

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
2 対象地域は、単独でまたは共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
 (1) 被害の現状 (平成 28 年度)

鳥獣の種類	被害の現状			備考
	品目	被害数値		
		被害面積	被害金額	
イノシシ	水稲	3.71 ha	1,020 千円	※ 農業共済支払対象面積・金額及び農業共済支払対象面積・算出できない被害を推計し集計したもの。
	野菜	0.05 ha	223 千円	
	果樹	0.02 ha	129 千円	
	豆類	0.33 ha	262 千円	
	小計	4.11 ha	1,634 千円	
ニホンジカ	水稲	0.04 ha	11 千円	
	野菜	0.01 ha	16 千円	
	果樹	0.01 ha	35 千円	
	豆類	0.01 ha	6 千円	
	小計	0.07 ha	68 千円	
ヌートリア	水稲	0.08 ha	21 千円	
	野菜	0.02 ha	11 千円	
	小計	0.1 ha	32 千円	
カラス類	水稲	0.04 ha	11 千円	
	野菜	0.01 ha	8 千円	
	果樹	0.1 ha	70 千円	
	豆類	0.03 ha	18 千円	
	小計	0.18 ha	107 千円	
その他鳥獣	水稲	0.04 ha	11 千円	
	野菜	0.02 ha	10 千円	
	豆類	0.02 ha	12 千円	
	小計	0.08 ha	33 千円	
合計	水稲	3.91 ha	1,074 千円	
	野菜	0.11 ha	268 千円	
	果樹	0.13 ha	234 千円	
	豆類	0.39 ha	298 千円	
	合計	4.54 ha	1,874 千円	

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①イノシシ

町内全域において、年間を通して被害が発生している。水稲や大豆、野菜等の農作物のほか、畦畔、ため池、河川、道路、水路等の掘り崩しなどの被害も年々増大している。

近年では山間部だけでなく平野部においても被害が拡大傾向にある。

②ニホンジカ

以前は町内の東部において、水稲や大豆、野菜等の被害が発生していたが、近年では町内全域に被害が拡大している。

③ヌートリア

町内全域及び特に河川、池等の水辺近くにおいて、田植え後の水稲や、野菜等の農作物被害が発生している。農作物のほか、ため池、畦畔等への巣穴による崩落の被害を及ぼしている。

④カラス類

町内全域において、田植え後の水稲や、野菜等の農作物被害が発生している。山手地区では、ブドウの収穫期での被害が見られる。

⑤その他鳥獣

町内全域において、田植え後の水稲や、野菜等の農作物被害が発生している。近年では、アナグマによる野菜等の農作物被害が増えてきている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標（被害金額）	現状値（平成28年度）	目標値（平成31年度）		
イノシシ	水稲	1,020 千円	水稲	714 千円
	野菜	223 千円	野菜	156 千円
	果樹	129 千円	果樹	90 千円
	豆類	262 千円	豆類	183 千円
	小計	1,634 千円	小計	1,143 千円
ニホンジカ	水稲	11 千円	水稲	8 千円
	野菜	16 千円	野菜	11 千円
	果樹	35 千円	果樹	25 千円
	豆類	6 千円	豆類	4 千円
	小計	68 千円	小計	48 千円
ヌートリア	水稲	21 千円	水稲	15 千円
	野菜	11 千円	野菜	8 千円
	小計	32 千円	小計	23 千円
カラス類	水稲	11 千円	水稲	8 千円
	野菜	8 千円	野菜	6 千円
	果樹	70 千円	果樹	49 千円
	豆類	18 千円	豆類	13 千円
	小計	107 千円	小計	76 千円
その他鳥獣	水稲	11 千円	水稲	8 千円
	野菜	10 千円	野菜	7 千円
	豆類	12 千円	豆類	8 千円
	小計	33 千円	小計	23 千円
合計	水稲	1,074 千円	水稲	753 千円
	野菜	268 千円	野菜	188 千円
	果樹	234 千円	果樹	164 千円
	豆類	298 千円	豆類	208 千円
	合計	1,874 千円	合計	1,313 千円

指標（被害面積）	現状値（平成28年度）		目標値（平成31年度）	
イノシシ	水稲	3.71 ha	水稲	2.6 ha
	野菜	0.05 ha	野菜	0.04 ha
	果樹	0.02 ha	果樹	0.01 ha
	豆類	0.33 ha	豆類	0.23 ha
	小計	4.11 ha	小計	2.88 ha
ニホンジカ	水稲	0.04 ha	水稲	0.03 ha
	野菜	0.01 ha	野菜	0.01 ha
	果樹	0.01 ha	果樹	0.01 ha
	豆類	0.01 ha	豆類	0.01 ha
	小計	0.07 ha	小計	0.06 ha
ヌートリア	水稲	0.08 ha	水稲	0.06 ha
	野菜	0.02 ha	野菜	0.01 ha
	小計	0.1 ha	小計	0.07 ha
カラス類	水稲	0.04 ha	水稲	0.03 ha
	野菜	0.01 ha	野菜	0.01 ha
	果樹	0.1 ha	果樹	0.07 ha
	豆類	0.03 ha	豆類	0.02 ha
	小計	0.18 ha	小計	0.13 ha
その他鳥獣	水稲	0.04 ha	水稲	0.03 ha
	野菜	0.02 ha	野菜	0.01 ha
	豆類	0.02 ha	豆類	0.01 ha
	小計	0.08 ha	小計	0.05 ha
合計	水稲	3.91 ha	水稲	2.75 ha
	野菜	0.11 ha	野菜	0.08 ha
	果樹	0.13 ha	果樹	0.09 ha
	豆類	0.39 ha	豆類	0.27 ha
	合計	4.54 ha	合計	3.19 ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>猟友会による有害駆除班を2班編制し、駆除活動を実施している。</p> <p>捕獲手段については、銃器及びくくりわな、捕獲檻を主に用い、捕獲後は埋設若しくは持ち帰りによる自家消費としている。</p>	<p>平成23年度に猟友会員の大幅な増加がみられたが、その後は横ばいで推移している。会員の高齢化等も進んでいることから、新規会員の確保及び育成が急務である。</p> <p>また、捕獲器材（箱わな、囲いわな等）の普及促進、獣肉加工の体制整備が課題となっている。</p> <p>さらには、鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼしており、周辺の市町村と連携した一斉捕獲の実施について、喫緊の課題となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>有害獣防護柵設置事業として、一定の条件の下、防護柵設置者に対して、防護施設の資材費（電気柵、金網柵、ワイヤーメッシュ、トタン柵、ネット柵）補助を行っている。</p> <p>また、鳥獣被害防止総合対策事業に取り組むことで、広範囲に渡りワイヤーメッシュを設置している。</p>	<p>防護柵の設置及び管理に対する人員の確保、また既存施設の老朽化への対応が課題である。</p> <p>防護柵は地域ぐるみで設置することが効果的であるが、被害に対して早急な対応が求められるため、個別対応が増加している。</p> <p>また、有害獣の温床となっている耕作放棄地の刈り払い等の啓発が課題である。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

久米南町における平成28年産の対象鳥獣の被害は、4.54ha、金額で1,874千円である。

主な被害は、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、カラス類、その他鳥獣による水稲や大豆、野菜類、果樹等への農作物に対する食害が挙げられる。

また、畦畔、ため池、河川、道路、水路等の掘り崩しなどの被害も年々増大している。

久米南町では、被害防止計画を作成するにあたり、対象軽減目標を平成28年産より30%減の3.19ha、1,313千円と設定する。

これまで、久米南町では有害鳥獣の捕獲及び防護柵の設置を中心に被害防止対策を行ってきた結果、被害の規模は減少傾向であるが、依然として農家への被害は深刻である。

今後は、周辺市町村と連携し、より一層の捕獲及び被害防止防護柵の設置を推進するとともに、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けて周知を図る。

① 捕獲体制

狩猟免許の取得を推進することで狩猟後継者の育成を図り、猟友会員による有害駆除班体制を強化し、有害鳥獣駆除活動を行う。また、鳥獣被害対策実施隊を設置し、久米南町鳥獣被害防止計画を効果的に推進し、鳥獣による農林水産業等の被害の防止活動を行う。

周辺市町村と連携した一斉捕獲体制の確立を目指す。

② 被害防止防護柵の整備

防護柵設置については、現在の補助事業を一層周知し、効率的な地域ぐるみの設置を指導する。

③ その他

鳥獣を寄せ付けない環境づくりを進めるため、耕作放棄地や里山の適切な管理、未収穫作物の早期処理を啓発する。

また、農業者自らが農作物を守る意識を持つことで、自らが行える鳥獣被害防止対策の実施や、地域ぐるみによる鳥獣害防止対策への理解を得るため、積極的な啓蒙を図る。

食肉または加工品としての有効利用を図る為、食品衛生法に準じた食肉加工処理施設の整備や解体処理施設等の整備等考慮しながら、協議会及び猟友会と連携して研究していく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農林業者等からの依頼を受け、猟友会による有害鳥獣駆除班の協力のもと捕獲を積極的に行う。

周辺の市町村等関係機関が連携した一斉捕獲等、効率的な捕獲に取り組む。

また、平成27年度に設置した鳥獣被害対策実施隊により、久米南町鳥獣被害防止計画を効果的に推進し、鳥獣による農林水産業等の被害の防止活動に取り組む。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	イノシシ ニホンジカ ヌートリア カラス類 その他鳥獣	捕獲及び駆除活動に対する補助。 貸出用捕獲器（ヌートリア・イノシシ）の設置。 狩猟免許取得の推進（広報紙）。
30	イノシシ ニホンジカ ヌートリア カラス類 その他鳥獣	捕獲及び駆除活動に対する補助。 貸出用捕獲器（ヌートリア・イノシシ）の設置。 狩猟免許取得の推進（広報紙）。
31	イノシシ ニホンジカ ヌートリア カラス類 その他鳥獣	捕獲及び駆除活動に対する補助。 貸出用捕獲器（ヌートリア・イノシシ）の設置。 狩猟免許取得の推進（広報紙）。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方				
<p>正確な個体密度の把握は困難であるため、過去数年間の有害駆除による年間捕獲頭（羽）数から推計し、現在の捕獲数と同数程度で推移すると思われる。ただし、ニホンジカについては、捕獲数も増加傾向にあることから、現在の捕獲数から1割増とする。</p> <p>過去数年間の年間捕獲頭（羽）数（許可捕獲＋猟期中の町奨励金対象）</p>				
対象鳥獣	26年度	27年度	28年度	備考
イノシシ	573	552	641	捕獲数も多く、被害も多い。
ニホンジカ	51	59	54	近年、捕獲数が増加傾向にあり、被害も多い。
ヌートリア	18	50	64	近年、捕獲数が増加傾向にあり、被害も多い。
カラス類	0	0	0	過去の捕獲実績は停滞しているが、依然として被害は甚大。
その他鳥獣	26	18	50	近年、アナグマによる被害が増加傾向にある。
<p>(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。</p>				

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	650	650	650
ニホンジカ	59	65	72
ヌートリア	70	75	80
カラス類	50	100	150
その他鳥獣	50	55	60

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>町内全域において狩猟期間を除き、被害の多いイノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、カラス類、その他鳥獣を対象とし銃器及びわなを用い、農作物等の被害の状況に応じて有害駆除活動を行う。</p> <p>また、イノシシ及びニホンジカについては、岡山県の方針に呼応し、7月から9月の水稻収穫前を捕獲強化月間とし、予察捕獲を行う。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ ニホンジカ	防護柵（電気柵） 設置 延長 5,000m	防護柵（電気柵） 設置 延長 5,000m	防護柵（電気柵） 設置 延長 5,000m
	防護柵（金網柵） 設置 延長 35,000m	防護柵（金網柵） 設置 延長 30,000m	防護柵（金網柵） 設置 延長 25,000m
ヌートリア カラス類 その他鳥獣	防護柵（ネット柵） 設置 延長 500m	防護柵（ネット柵） 設置 延長 500m	防護柵（ネット柵） 設置 延長 500m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	イノシシ ニホンジカ ヌートリア カラス類 その他鳥獣	鳥獣を寄せ付けない環境づくりとして、耕作放棄地や里山の適切な管理、未収穫作物の早期処理を啓発し、鳥獣から農作物を守る「防護」と鳥獣の個体数を調整する「捕獲」が一体となった地域ぐるみの被害防止対策体制の確立を目指す。
30	イノシシ ニホンジカ ヌートリア カラス類 その他鳥獣	鳥獣を寄せ付けない環境づくりとして、耕作放棄地や里山の適切な管理、未収穫作物の早期処理を啓発し、鳥獣から農作物を守る「防護」と鳥獣の個体数を調整する「捕獲」が一体となった地域ぐるみの被害防止対策体制の確立を目指す。
31	イノシシ ニホンジカ ヌートリア カラス類 その他鳥獣	鳥獣を寄せ付けない環境づくりとして、耕作放棄地や里山の適切な管理、未収穫作物の早期処理を啓発し、鳥獣から農作物を守る「防護」と鳥獣の個体数を調整する「捕獲」が一体となった地域ぐるみの被害防止対策体制の確立を目指す。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
なし	なし

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は、生じるおそれがある場合の対処に関して、規定等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

なし

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	久米南町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
久米南町	各種事業の推進及び協議会の連絡調整
久米南町議会	被害予防策の推進及び評価
久米南町農業委員会	農業被害状況調査及び被害予防策の推進
久米南町自治会連合会	被害予防策の推進及び周知・啓蒙活動
津山農業協同組合	農業被害状況調査及び被害予防策の推進
久米郡森林組合	林業被害状況調査及び被害予防策の推進
岡山県津山地区猟友会 久米南分会	鳥獣生態等の助言及び捕獲活動
久米南町有害鳥獣駆除班	鳥獣生態等の助言及び捕獲活動
鳥獣保護管理員	鳥獣生態等の助言

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岡山県美作県民局 農林水産事業部	法令、制度等の情報提供
津山農業普及指導 センター	技術的助言等情報提供
津山地区農業共済 事務組合	被害実態等情報提供

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年度より久米南町鳥獣被害対策実施隊を設置し、久米南町鳥獣被害防止計画を効果的に推進し、鳥獣による農林水産業等の被害を防止し及び軽減させるためことを目的として活動している。

鳥獣被害対策実施隊は、町職員及び久米南町内の猟友会会員のうち、有害鳥獣駆除班員として活動している者のうちから選出し、構成する。

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町内全域における農林作物の被害は深刻な状況に陥っている。

また、山間部を中心に高齢化が進み、限界集落の地域では、被害防止防護柵の設置が困難な状況である。

そこで、広範囲の被害防止対策を講じる場合、地域全体での取組を推進する。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、速やかな埋設による処理若しくは捕獲従事者の判断による持ち帰りでの自家消費とする。今後、解体処理施設等の整備も考慮しながら、鳥獣の有効活用について協議会及び猟友会と連携して研究していく。

- (注) 適正な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、埋設若しくは持ち帰りによる自家消費としているが、今後、食肉または加工品としての有効利用を図る為、食品衛生法に準じた食肉加工処理施設の整備等を考慮しながら、岡山県主催の研修会等に参加し、協議会及び猟友会と連携して研究していく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業者自らが農作物を守る意識を持つことで、自らが行える鳥獣害防止対策の実施や、地域ぐるみによる鳥獣害防止対策への理解を得るため、積極的な周知を図る。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。